

7月 教育長 教育行政報告

令和5年

- 6月28日(水) 甲賀市PTA連絡協議会総会
29日(木) 人事評価制度に伴う校長当初面談(第3日)
30日(金) 甲賀市職員退職辞令交付式
第3回甲賀市議会定例会 本会議(第7日)
総合政策部理事退任式
- 7月 1日(土) 第11回ふれあいゆるスポフェスティバル
こうかにんじゃロボコン
夏まつり「なな・ナナ市」
2日(日) 第14回甲賀市囲碁大会
3日(月) 甲賀市職員辞令交付式
部長会議
第73回“社会を明るくする運動”内閣総理大臣メッセージ
伝達式、街頭啓発
4日(火) あいの土山マラソン協賛企業訪問
7日(金) あいの土山マラソン主催企業訪問
矢川神社例祭
10日(月) みなくち子どもの森園内草刈奉仕挨拶
12日(水) 「水辺の安全を学び、命を守る」講習会
第8回甲賀市教育委員会委員協議会
13日(木) 令和5年度甲賀市ワーク・ライフ・バランス推進事業
キックオフ講演会
第2回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
16日(日) JFL公式戦(レイラック滋賀FC対ヴェルスパ大分)
18日(火) 部長会議
19日(水) 公益財団法人あいの土山文化体育振興会理事会
20日(木) 第1回甲賀市学校給食センター運営委員会
作家ソウマチ氏より寄贈書籍受領
21日(金) 第4ブロック中学校夏季総合体育大会
第2回甲賀市文化のまちづくり審議会
22日(土) 第5回ジュニアゴルフ体験会

- 24日（月） 第1回甲賀市防災会議
全国大会・世界大会出場壮行会（甲賀テニススポーツ少年団、
水口ジュニアソフトテニスクラブ、甲南剣道スポーツ少年団、
水口剣道スポーツ少年団剣徳会、甲賀JAC、SUCCEED、
甲賀セントラル）
- 26日（水） 第6回忍びの里くノ一サッカー大会（U-15）
（ディアブロッサ高田対BASARA甲賀）
第8回甲賀市教育委員会定例会

令和 5 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1 補正予算案件

(1) 令和 5 年度甲賀市一般会計補正予算（第 3 号）

《甲賀市議会 議案第 6 4 号》

歳入 83,316 千円 歳出 107,812 千円

【原案どおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

●国庫支出金

- ・学校施設環境改善交付金 20,901 千円
- ・地域スポーツ振興費補助金 10,300 千円

●諸収入

- ・B & G 海洋センター修繕助成金 30,000 千円

●市債

- ・合併特例事業債 19,000 千円

【歳出予算の補正】

●社会体育一般事業 12,363 千円

(国 10,300、雑入 450、一財 1,613)

国の交付決定に伴い、オーダーメイド型運動教室を実施するための経費を追加

●社会体育施設維持補修事業 53,000 千円

(諸収入 30,000、一財 23,000)

公益財団法人の修繕助成金の採択を受け、甲南 B & G 海洋センター改修工事にかかる事業費を追加

●土山中学校長寿命化改良事業 40,920 千円

(国 13,745、債 25,800、一財 1,375)

2 一般質問

別紙 1 のとおり

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
2	4番 木村 眞雄 議員	【1：分割 2、3：一問一答】 《第1日》 (2/5)		
	1. 本市の教育振興策について	①. 就任にあたって、教育長の抱負を伺う。 ②. 次の本市の教育課題について、どのような見解を持っているか、また、どのように取り組んでいくのか伺う。 ・学力向上について ・社会教育の推進について ・教職員の働き方改革について ・学校再編について	5	教育長
	2. 給食の食品ロス問題について（特に牛乳の廃棄に関わって）	①. 各校の給食指導において、どのような指導や配慮が行われているか伺う。 ②. 給食の残渣について、どのように処分又は活用されているか伺う。 ③. 各校の牛乳の廃棄処分量について伺う。 ④. 牛乳の大量廃棄について、SDGsの観点を踏まえた上で、どのような見解をもっているか伺う。 ⑤. 残った牛乳を保護者の承諾の元、子ども食堂や福祉施設に提供する案について、見解を伺う。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	①. 教育部長 ②. 教育部長 ③. 教育部長 ④. 教育部長 ⑤. 教育部長
3	20番 戎脇 浩 議員	【一問一答】 《第1日》 (3/5)		
	1. 教育長就任にあたって、所信を伺う	1. 学校教育について キーワード ICT教育・学力向上（学力テスト）・不登校対策及び支援・いじめ対策・インクルーシブ・コミュニティスクール・地域学・生活習慣・外国籍・部活動・非行防止 以上（順序は不問）を含め、その他自由に、所信を伺う。（以下同じ） 2. 学校再編について 3. 社会教育について 公民館・夢の学習 4. 歴史・文化財について	8-1 8-2 8-3 8-4	1. 教育長 2. 教育長 3. 教育長 4. 教育長
5	16番 橋本 恒典 議員	【1、2：一問一答 3、4：分割】 《第1日》 (5/5)		
	1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を通じた市のスポーツ振興とスポーツ健康都市の実現に向けて	(1). 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を通じたスポーツ振興について ①. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を通じたスポーツ振興についての考えを教育長に伺う。 ②. 誰もがスポーツに親しめる環境づくりについての考えを伺う。 ③. 子どもの身体活動量の低下や運動離れや学校運動部活動の地域移行の問題など、子どもを取り巻く課題も多い中、国スポ、障スポを契機にこれらの解決につなげていく必要があると考えるが所見を伺う。 ④. 大会出場を目指す選手や役員、団体等の支援についてどのように考えているか伺う。 (2). 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を通じた市民の健康づくりについて ①. 国スポ、障スポの開催を通じた健康づくりに対する市の考えを伺う。 ②. 市として市民の健康づくりに対する取り組みと目標について伺う。 (3). スポーツ健康都市の実現に向けて ①. 国スポ、障スポの開催を契機にスポーツと健康のまちづくりにより一層取り組む機会になると考えるが市長の所見を伺う。 ②. 全国では多くの自治体がスポーツ健康都市宣言を行っているが本市における考えはどうか伺う。	14-1-① 14-1-② 14-1-③ 14-1-④ 14-2-① 14-2-② 14-3-① 14-3-②	(1)-①. 教育長 (1)-②. 教育長 (1)-③. 教育長 (1)-④. 教育長 (2)-①. 教育部長 (2)-②. 教育部長 (3)-①. 市長 (3)-②. 市長
	3. 市内のプールの現状と安全管理について	①. 学校プールにおける安全対策と事故発生時の緊急対策について伺う。 ②. 学校プールにおける障害の現状について伺う。 ③. 学校プールの深さ表示と施設面における安全対策について伺う。 ④. 学校プールは地区水泳などに利用されている。そこで、安全対策に対する市の考えについて伺う。 ⑥. 社会体育施設としての甲賀B&G海洋センターと信楽中学校室内温水プールについて現状を伺う。	16-1 16-3	①～④. 教育部長 ⑥. 教育部長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
6	11番 堀 郁子 議員	【1、2、3：一問一答 4：分割】 《第2日》 (1/5)		
	1. コミュニティ・スクールと地域学校協働本部について	(1). コミュニティ・スクールと地域学校協働本部について、改めて詳しく説明ください。 (2). 現在、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部ができているところはどこか。今まで何年に何校ができ、現在の状況、先にできたところではどの様に進んでいるのか。現状の結果と課題を示してください。 (3). 今後、コミュニティ・スクール同士での連携や取り組みの発表などをしてはいかがか。 (4). 地域学校協働活動推進員の役割は大変重要だと思われるがいかがか。現状の勤務時間はどのくらいか。 (5). 地域学校協働活動の活動運営費が足りないと聞くが、市としてはいかが考えているか。 (6). コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携の中で、不登校気味のお子さんや、不登校で悩んでおられる保護者への支援をしてはいかがか。また、他市町でそのような例がないか。 (7). 各地域学校協働活動の中で、そのような支援をする場合、市から補助など使えるものがあるか。	18-1 18-2 18-3 18-4 18-5 18-6 18-7	(1). 教育部長 (2). 教育部長 (3). 教育部長 (4). 教育部長 (5). 教育部長 (6). 教育長 (7). 教育部長
	2. 防災・減災対策について	(2). 学校のガラス飛散防止フィルム設置をしてはいかがか。	19-2	(2). 教育部長
7	10番 岡田 重美 議員	【1、3、4、5：分割 2：一問一答】 《第2日》 (2/5)		
	1. 新教育長に教育課題について問う	①. 一人一人の状況は違うと思うが、多くの不登校児童生徒を生み出している原因についてはどのように考えるか。また、学校以外の多様な学びの場やSSW（スクールソーシャルワーカー）の増員など、不登校の子どもを支える公的支援の拡充が一層求められる。教育長の所見を伺う。 ②. 甲賀市幼保・小中学校再編計画に基づき、市内各地域で再編検討協議会が開催され、鮎河・山内以外の地域の協議会からの報告書では、再編せずに現行のまま存続という結果となった。報告書についての教育長の受け止めについて伺う。 ③. 教員不足に対する教育長の認識を伺う。また、総合計画でも学校司書の増員が計画されているが、「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき早期に増員が必要ではないか。 ④. ICT教育については課題が山積していると考え。教育長の所見を伺う。 ⑤. 「甲賀市環境未来都市宣言」の意味を子どもたちが学び、自分たちなら何が出来るのかと考えることが大事ではないか。また、宣言を実効あるものにするため、カーボンニュートラルのことなどをわかりやすく伝える甲賀らしさを取り入れた副読本を作成してはどうかと考えるが、いかがか。	22	教育長
	2. 学校給食費無償化に向けて	県内でも無償化にふみきる自治体が増えている。教育は無償の観点から学校給食費の無償化を国に求めるとともに、市としても実施にふみきるべきである。他市町が行っているように、多子世帯、中学校からなど、段階的に実施することも考えられるのではないか。検討に入るべきと考える。市長の所見を伺う。	23	市長
8	14番 西村 慧 議員	【一問一答】 《第2日》 (3/5)		
	2. 『子どもの移動経路安全プログラム』について	①. 「子どもの移動経路安全プログラム」の概要は。 ②. 学校等が把握し、これまで合同点検を行った通学路危険箇所は、いくつにのぼるか。 ⑤. 「進捗状況」において「実施済み」以外のものについての現状とそれに至っている主な要因は。 ⑥. 合同点検における「危険・要注意箇所」の「危険の内容」について、「対策メニュー」で十分にそれらの危険が除去できていると認識しているか。	28-1 28-2 28-5-a 28-6	①. 教育部長 ②. 教育部長 ⑤-a. 教育部長 ⑥. 教育部長
9	13番 小倉 剛 議員	【一問一答】 《第2日》 (4/5)		
	1. 教育にかかる経済支援のあり方について	①. 本市において、中学卒業後の市民（高校生、大学生）の学びや活動を支援する制度はどのようなものがあるのか。 ②. 現状の教育委員会所管の奨学資金給付制度の成果と課題は。 ③. 市民のなかで国の教育ローン、民間の教育ローンを活用されている方の数はどうか。 ④. 金融機関との連携により教育ローン支援制度を構築することは可能か。	30-1 30-2 30-3 30-4-a	①. 教育部長 ②. 教育部長 ③. 教育部長 ④-a. 教育長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
10	2番 福井 進 議員	【1、2：一問一答 3：分割】 《第2日》 (5/5)		
	1. 「ヒロシマ」への子ども派遣事業の復活について	③. この事業の意義について、どのように考えているか。	31-3	③. 教育長
	3. 「遠距離通学費支援」の更なる拡充について	①. 「遠距離通学費支援」の拡充では、168名の児童が対象となること。どのような条件で、どの地域で行われるのか。 ②. 甲南町耕心区（民家のない1.1kmの農道）寺庄駅付近（約2.2km）等は、今回の対象になっていない。その理由について伺う。 ③. 市内には、そのような地域が他にもあると思われるが、どのように把握しているか。	33-1	①②③. 教育部長
11	3番 西山 実 議員	【1：一問一答 2、3、4：分割】 《第3日》 (1/4)		
	4. 水口城「御成橋」の修復見直しについて	①. 設計業務が遅れた原因は何か。 ②. 修復の見直し、修復までの今後のスケジュールについて伺う。	37	教育部長
12	7番 西田 忠 議員	【一問一答】 《第3日》 (2/4)		
	2. 多文化共生社会の実現に向けて	5. 学校現場での日本語指導、母国語指導の体制はどのようになっているのか。	39-5	5. 教育部長
13	19番 田中 将之 議員	【1、2：一問一答 3：分割】 《第3日》 (3/4)		
	3. 熱中症対策の推進について	【5】. 公立小中学校等のエアコンを入れるタイミングは、通常は28度を基準にしているが、校長会や教頭会を通じて、その基準に捉われないことなく、子どもたちの安全を最優先としてエアコンの活用について指示しているところ、とあったが、その判断は、現場の先生に委ねているのか、実態はどうか。また、空調施設を活用するための電気代の手当ては十分か。また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えるが、どのような取り組みがなされているのか、また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応して行くのかを問う。	42-2	【5】. 教育部長
14	8番 瀬古 幾司 議員	【一問一答】 《第3日》 (4/4)		
	2. 教員の負担軽減に向けた小中学校の環境対策について	1. 教員の多忙化の中で働き方改革が求められているが、現状の業務の中で、教員でなくてもできることがあると思う。いかがお考えか。あるとすればそれはどのような仕事か。 2. 教員の増加、部活動の地域移行等が進まない中、市として教員が本来業務に専念できる環境に改善すべきと考えるがいかがか。また現在講じていることを教えてほしい。 3. 現状、誰がどの様に除草されているのか。グラウンドだけでなく、校庭なども含めてお願いする。 5. 学校任せではなく市として定期的に除草する仕組みを構築すべきではないか。 6. 構内においては、ちょっとした修繕や消えた電灯の付替え、プールの清掃など様々な雑用があるのではないか。これらのことに時間をとられず、教員でないとできない本来業務に専念し、従事時間の短縮をはかるためにもさらなる改善策が必要ではないか。 7. 市全体あるいは各町単位で数名、除草作業も含めたこうした業務を行う人材を確保（業務委託、外注など）し、教員の負担軽減につなげるべきと考えるがどうか。 8. 教員の負担軽減のため、また働き方改革をサポートするための市としての方針を伺う。	44-1 44-2 44-3 44-5 44-6 44-7 44-8	1. 教育部長 2. 教育部長 3. 教育部長 5. 教育部長 6. 教育部長 7. 教育部長 8. 教育部長

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号	質問の相手
15	1 2 番 奥村 則夫 議員	【一問一答】 《第4日》 (1/4)		
	1. 地産地消について	③. 市役所内や関係機関での地産地消への現状と取り組みと意識について伺う。 (4). 小学校・中学校での地産地消の推奨や指導について伺う。	45-3-4	③-4. 教育部長
16	2 3 番 田中 新人 議員	【分割】 《第4日》 (2/4)		
	4. 部活動等への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動を継続していく上での経済的な課題への対応策についての見解を伺う。 ・部活動の成果として上位の大会に参加する場合、出場選手の経済的な課題に対する認識を伺う。市としての経済的な支援策を伺う。(中学校) ・部活動に認定されていない各種個人競技における本市の子供たちの活躍に対する認識を伺う。 ・全国レベルの大会に出場する場合、大会開催地への旅費などが経済的に大きな負担になるが、選手の競技継続に与える影響について、伺う。 ・全国レベルの大会へ進む選手への市としての経済的な支援策を伺う。 	49	教育長

議案第 6 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第11号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について

甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年6月30日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第 1 1 号別紙

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで)

解嘱日：令和 5 年 6 月 3 0 日

	氏名	委員の構成	備考
1	中村 洋一	青少年関係団体の代表者	甲賀市 P T A 連絡協議会

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表 (第2条関係)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員	35人以内	1年

		会が適当と認める者		
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

議案第 6 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第13号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について

甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年7月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第13号別紙

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和5年7月1日から令和6年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	西上 直純	青少年関係団体の代表者	甲賀市PTA連絡協議会

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表（第2条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員	35人以内	1年

		会が適当と認める者		
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

議案第63号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年7月26日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第12号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について

甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年6月30日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第12号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和4年6月1日から令和5年9月30日まで)

解嘱日：令和5年6月30日

	氏名	委員の構成	備考
1	谷 浩樹	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市PTA連絡協議会

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 6 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第14号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年7月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和5年7月1日から令和5年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	戒脇 浩	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市PTA連絡協議会

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 65 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年補導委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第15号

甲賀市少年補導委員の解嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年7月13日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市少年補導委員

(任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

解嘱日：令和5年7月13日

	氏名	委員の構成	備考
1	山下 英豊	甲賀警察署少年補導員会会 則第4条に基づき地域から 推薦された者	甲賀地域

【参考資料】

甲賀市少年センター条例施行規則

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

議案第 66 号

甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第6条第2項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

解嘱日：令和5年7月31日

No.	氏名	活動校	備考
1	森地 純	佐山小学校	
2	藤橋 雅嗣	佐山小学校	

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び解嘱)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

議案第 6 7 号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

議案第67号別紙

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和5年8月1日から令和6年3月31日まで)

No.	氏名	活動校	備考
1	和田 佳代子	佐山小学校	新規
2	伊東 民恵	佐山小学校	新規

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び解嘱)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

議案第 6 8 号

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

甲賀市図書館協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市図書館条例（平成16年条例第160号）第8条第3項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市図書館協議会委員

(任期：令和5年8月1日から令和7年7月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	大西 正泰	学識経験を有するもの	再任
2	山添 智子	学校教育及び社会教育の関係者	再任
3	辻 聡	学校教育及び社会教育の関係者	再任
4	増田 定雄	学校教育及び社会教育の関係者	新任
5	松岡 和子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	新任
6	地村 千里	学識経験を有するもの	再任
7	松本 佐知子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	再任
8	山崎 喜代美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	再任
9	中村 ひろ子	学校教育及び社会教育の関係者	再任
10	山中 ルミ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	再任
11	平林 秀樹	学校教育及び社会教育の関係者	新任：公募

【参考資料】

甲賀市図書館条例

(協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育及び社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 69 号

甲賀市子ども読書活動推進計画第 3 次計画の改定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画の改定について

甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画の改定について、教育委員会の議決を
求める。

「甲賀市子ども読書活動推進計画 第3次計画」の改定について

1. 目的

(1) 国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」との整合

国では、令和4年1月に、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充が図られることを目的とした第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定されたことから、「甲賀市子ども読書活動推進計画 第3次計画（以下「本計画」という）」において関係する指標や目標および今後の取り組みを改定します。

(2) 計画期間の延長

本計画の上位計画となる第3期甲賀市教育振興基本計画については、第2次甲賀市総合計画（基本計画第2期）の計画終了期間である令和7年3月までに計画期間を延長することを予定しています。ついては、本計画も同様に令和7年3月まで計画期間を延長します。

2. 改定内容

(1) 国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」との整合

- ①「第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み III小・中学校における子どもの読書活動の推進 2 今後の取り組み」を次のように改めます。（7頁・8頁）

2 今後の取り組み

- (1) 各校において、学校全体の年間計画の中に学校図書館を活用した授業や研修を組み込み、学校司書と情報を共有して、全校的な読書習慣の形成を図ります。
- (2) 学校司書は、学校と協働し、授業以外でも、絵本の読み聞かせや、ブックトーク、ビブリオバトル等を実施し、児童生徒の読書意欲を喚起します。
- (3) 各校において、滋賀県立図書館が示す「やってみよう！学校図書館リニューアル」の除籍基準を参考に、新鮮で魅力のある書架とするため除籍、廃棄を進めます。
- (4) 市は、読みたい本がすぐに探し出せる書架とするため、蔵書を適切な分類方法に従って整理配列し直し、授業を行うことができるスペースを確保するとともに、読書意欲を高める展示や掲示を行うなど学校図書館リニューアルを進めます。
- (5) 各校は、図書主任等学校関係職員が協働し、読書活動と学習活動の両方を支えるバランスの取れた選書を行います。
- (6) 市は、各校における子どもたちの学びに合わせながら、新聞やタブレット等を活用した学習を行うための環境を整えます。

- (7) 市は、各校で充実した学校図書館業務が行えるよう、学校図書館司書の配置の拡充に努めます。
- (8) 学校司書は、滋賀県が主催する研修等に参加し、専門的な知識や技能を高めます。
- (9) 各校は、図書委員やボランティアと協働して、魅力的な学校図書館づくりに努めます。
- (10) 各校は、保護者への読書活動推進の啓発を進めます。
- (11) 各校が学校司書と協働し、滋賀県立図書館の学校図書館関連事業や、甲賀市図書館の学習支援パック等の団体貸出、移動図書館巡回を活用します。
- (12) 市は、「こども読書通帳」への記載を促し、「こども読書通帳」に児童生徒がおすすめの本として紹介した本を昼休みに校内放送で紹介するなど、子どもが本と出会うためのきっかけづくりを進めます。

② 「第5章 指標の設定」の表中

「

3	学校図書館図書標準を達成している学校数の割合	小学校	59.1% (H28)	70.0%
		中学校	16.7% (H28)	50.0%
4	学校司書を配置している学校数の割合	小学校	100% (H30)	100%
		中学校	100% (H30)	100%
5	1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合	小学校	2.1% (H30)	1.4%
		中学校	10.1% (H30)	6.4%
6	甲賀市図書館での児童書の年間貸出冊数 (15歳以下の市民1人当たり)		19.5冊 (H29)	21.0冊
7	甲賀市図書館での蔵書にしめる児童書の割合		28.8% (H29)	30.0%

」を

「

3	学校図書館図書標準を達成している学校数の割合	小学校	59.1% (H28)	52.4%
		中学校	16.7% (H28)	0%
4	学校司書を配置している学校の割合	小・中学校	27校に7人 (H30)	27校に7人
5	1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合	小学校	2.1% (H30)	1.4%
		中学校	10.1% (H30)	6.4%
6	学校図書館への新聞配備の割合	小学校	21校中0校 (H31)	21校中3校
		中学校	6校中0校 (H31)	6校中1校
7	甲賀市図書館での児童書の年間貸出冊数 (15歳以下の市民1人当たり)		19.5冊 (H29)	21.0冊
8	甲賀市図書館での蔵書にしめる児童書の割合		28.8% (H29)	30.0%

※令和6年度の目標は、令和5年度の目標を準用します。

」に

改めます。

(2) 計画期間の延長

- ① 「第1章 Ⅲ 計画の期間」中、「5年間」を「6年間」に改めます。(3頁)

(3) 経過の追記

- ① 「第1章 I 計画策定の趣旨と経過」に、次の文書を追記します。(2頁)

その後、国では令和4年1月に、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定されたことから、市第3次計画において関係する今後の取り組みおよび指標や目標を改定しました。

3. 改定後の本計画

議案第69号別冊「甲賀市子ども読書活動推進計画 第3次計画(案)」のとおり。

議案第69号別冊

甲賀市子ども読書活動推進計画

第3次計画

(案)

令和元年（2019年）5月 策定

令和5年（2023年）7月26日 改定

甲賀市教育委員会

— 目 次 —

第1章	はじめに	1
	Ⅰ 計画策定の趣旨と経過	
	Ⅱ 計画の対象	
	Ⅲ 計画の期間	
	Ⅳ 甲賀市の子どもの読書状況	
	Ⅴ 第2次計画の指標から見た成果と考察	
第2章	計画の基本目標	4
	Ⅰ 基本目標	
	Ⅱ 基本方針	
第3章	子どもの読書活動推進のための取組み	5
	Ⅰ 家庭における子どもの読書活動の推進	
	Ⅱ 園における子どもの読書活動の推進	
	Ⅲ 小・中学校における子どもの読書活動の推進	
	Ⅳ 地域における子どもの読書活動の推進	
第4章	計画の推進	10
	Ⅰ 推進体制	
	Ⅱ 啓発・広報等の推進	
	Ⅲ 関係機関・団体の連携	
第5章	指標の設定	13
参考資料		14

第1章 はじめに

I 計画策定の趣旨と経過

子どもの読書活動は、「人生をより深く生きる力」を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。本を読むことで、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、思いやりの心を育てていきます。

生涯にわたって読書を生活の一部としていくためには、乳幼児期から、年代に適した本との出会いの場をつくっていく必要があります。

しかし、現在社会においては、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及により、子どもの生活環境も大きく変わってきました。

こうしたなかで、国は、「子ども読書活動」の取り組みを推進していくため、平成13年(2001年)12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、同法に基づき平成14年(2002年)8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その後、平成20年(2008年)3月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」、平成25年(2013年)5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」、平成30年(2018年)4月には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」が策定されました。

滋賀県においては、平成17年(2005年)2月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」、平成22年(2010年)3月に「滋賀県子ども読書活動推進計画(第二次計画)」、平成26年(2014年)12月には「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」、平成31年(2019年)3月には「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

甲賀市では、「滋賀県子ども読書活動推進計画」の内容を踏まえて、平成21年(2009年)3月に「甲賀市子ども読書活動推進計画」、平成26年(2014年)3月に「甲賀市子ども読書活動推進計画第2次計画」を策定しました。策定した計画を踏まえて保育園・幼稚園、小・中学校を中心に、家庭や地域などで様々な取り組みをしてきましたが、概ね5年間の計画期間が経過しました。また、平成31年度から向こう5年間の計画期間とする「第3次甲賀市教育振興基本計画」では、「子どものときから本に親しむことができる環境づくり」を掲げています。

このような経過の中、「第2次甲賀市総合計画」、「甲賀市教育大綱」、「第3期甲賀市教育振興基本計画」を上位計画とし、「甲賀市図書館サービス計画第2次計画」その他の関連する計画との整合を図りながら、これまでの「第2次計画」に基づいた5年間の取り組みを検証し、課題を導き出すとともに、今後5年間の子どもの読書活動を推進していく指針として、新たな取り組みを加えた「甲賀市子ども読書活動推進計画 第3次計画(以下「市第3次計画」という)」を、令和元年(2019年)5月に策定しました。

その後、国では令和4年1月に、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定されたことから、市第3次計画において関係する今後の取り組みおよび指標や目標を改定しました。

II 計画の対象

0歳から18歳以下とします。その内、0歳から中学生（15歳）以下に重点的に取り組みます。保護者や家族並びに、子ども読書活動の推進に関わる市民ボランティアなどの関係者も対象とします。

III 計画の期間

令和元年度（2019年度）から6年間とします。

IV 甲賀市の子どもの読書状況

滋賀県では、子ども読書活動推進計画の推進管理に活用する目的で、「滋賀県子どもの読書活動に関する調査」を毎年実施しています。

この調査は、市立小学校4～6年生、市立中学校1～3年生を対象に、5月の1か月間に読んだ書籍の冊数（教科書、学習参考書、マンガ、雑誌、付録を除く）を調べるもので、平成30年度の甲賀市内小中学生の1か月間の平均読書冊数は、小学生7.6冊（8.1冊）、中学生2.8冊（3.2冊）でした。

学年別に見ると、小学生は、4年生8.8冊（9.3冊）、5年生8.6冊（8.4冊）、6年生5.4冊（6.8冊）となっており、5年生以外は、滋賀県の平均読書冊数を下回っています。中学生は、1年生3.4冊（3.8冊）、2年生2.6冊（3.0冊）、3年生2.3冊（2.7冊）となっており、各学年とも滋賀県の平均読書冊数を下回っている状況です。

ただし、1か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合は、小学生97.9%（96.9%）、中学生89.9%（89.0%）となっており、県全体の状況と比べると、小中学生ともに本を読む率が高いことが伺えます。

※（ ）内は滋賀県平均

V 第2次計画の指標から見た成果と考察

1 甲賀市内の児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数

甲賀市内の児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数は、学校における「朝の読書活動」の実施など日常的に読書に親しむ取り組み等を引き続き実施しましたが、計画期間内に小学校は1.8冊減少し、中学校では0.2冊減少しました。また全国同様、学年が進むに従い数値が低下する傾向がみられ、当市においても中学生への読書推進が課題です。

平成26年度	: 小学校	9.4冊	中学校	3.0冊
平成29年度	: 小学校	7.5冊	中学校	2.9冊
(平成30年目標数値)	: 小学校	10.0冊	中学校	5.0冊
(平成30年度滋賀県平均)	: 小学校	8.1冊	中学校	3.2冊

2 読書活動においてボランティアと協力している園・学校の割合

読書活動において、ボランティアと協働している保育園・幼稚園、学校の数は減少しました。園や学級によっては、募集をしてもボランティアの応募がない実情が見られません。ボランティア協力のある園・学校については、さらなる育成・スキルアップを行い活動の場を広げることが求められます。

平成26年度	: 園	92.0%	小学校	86.4%	中学校	33.3%
平成29年度	: 園	88.0%	小学校	81.0%	中学校	16.7%
(平成30年度目標数値)	: 園	100%	小学校	100%	中学校	100%

3 甲賀市図書館と連携を実施している園・学校の割合

甲賀市図書館と連携を実施している園・学校の割合は、団体貸出や、市内全小学校への移動図書館巡回、ブックトーク*1の実施、職場体験学習の受入などにより、100%を達成し、目標数値を達成しました。県平均及び全国平均を大きく上回る高い割合を示しています。今後も引き続き、図書館との連携を図っていく必要があります。

平成26年度	: 園	100%	小学校	100%	中学校	33.3%
平成28年度	: 園	100%	小学校	100%	中学校	100%
(平成30年度目標数値)	: 園	100%	小学校	100%	中学校	85.7%
(平成28年度滋賀県平均)	: 小学校	86.0%	中学校	54.5%		
(平成28年度全国平均)	: 小学校	82.2%	中学校	57.5%		

※文部科学省：学校図書館の現状に関する調査（隔年実施）

4 学校図書館図書標準の達成校の割合

学校図書館図書標準*2の達成校の割合は、小学校では増加していますが、これは閉校に伴い学校数が減ったためで実質的には変化がなく、中学校では減少しました。市では、平成25年度から学校図書館司書を市内小学校に配属し、平成27年度からは市内中学校にも配属しています。各校1名の配属ではありませんが、巡回により学校図書館の充実に努めており、平成27年度には水口中学校、平成28年度には甲賀中学校と、学校図書館リニューアルの実施を徐々に進めています。このことにより、汚損破損や情報の古い資料等の適正な除籍が行われたことが減少の要因ですが、今後は資料の買い替え等を含めた学校図書館の蔵書の整備・充実が課題となります。

平成26年度	: 小学校	54.5%	中学校	33.3%
平成28年度	: 小学校	59.1%	中学校	16.7%
(平成30年度目標数値)	: 小学校	100%	中学校	100%

(平成28年度滋賀県平均) : 小学校 52.7% 中学校 33.3%

(平成28年度全国平均) : 小学校 66.4% 中学校 55.3%

※文部科学省：学校図書館の現状に関する調査（隔年実施）

5 甲賀市図書館での児童書の年間貸出冊数（15歳以下の市民1人当たり）

15歳以下の市民1人当たりの甲賀市図書館での児童書の年間貸出冊数は、計画期間内に年々増加し、目標値には達していませんが、1人あたり1.6冊の増加がみられました。

平成26年度 : 17.9冊

平成29年度 : 19.5冊

(平成30年度目標数値) : 25.0冊

6 甲賀市図書館で蔵書にしめる児童図書の割合

甲賀市図書館で蔵書にしめる児童図書の割合は、目標値には達していませんが、甲賀市図書館振興北村昭三基金*3の活用により、計画期間内に増加しました。15歳以下の市民1人当たりの甲賀市図書館での児童書の年間貸出冊数が、計画期間内に年々増加した大きな要因だと思われます。引き続き、子どもたちの多様な関心・興味に応えられるよう、幅広い児童書の重点的な収集に取り組むことが求められます。

平成26年度 : 28.2%

平成29年度 : 28.8%

(平成30年度目標数値) : 30.5%

第2章 計画の基本目標

I 基本目標

子どもが、安心して豊かな読書ができる環境づくりを進め、本が大好きな「甲賀っこ」を育みます。

II 基本方針

基本目標の実現をめざして、次の3つの項目を基本方針とし、子どもの発達段階に応じた読書活動が推進できるよう、国や県と協力して取り組みを進めます。

1 子どもが読書に親しむ環境づくり

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮することが大切です。

また、子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるもので、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われる必要があります。家庭、園、学校、地域の中で、子どもと本を結びつける機会をつくり、子どもたちが自主的・自発的に本を読む習慣を養うことが求められます。

このため、子どもの読書に関わる機関は、子どもの成長に応じた魅力的で想像力や知的好奇心を高める本の整備に努めます。

2 家庭、園、学校、図書館、地域等の連携による社会全体での取り組み

子どもが自主的・自発的に本と親しみ、本が好きな子どもに育っていくためには、家庭、園、学校、地域を通じた社会全体の連携と協力が必要です。

このため、それぞれの機関がまずその担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。

また、子どもの読書活動に関わる図書館、園、学校は、関係機関や多くの市民ボランティアと連携しながら、社会全体で子どもの読書活動の取り組みに努めます。

3 子どもの読書活動への啓発、支援、情報提供の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、市民の関心を高め、理解を深めることが大切です。

このため、子どもの発達段階に応じて読書の働きかけができる保護者・家族、教職員や保育士、図書館職員等が、より一層子どもの読書活動に関心を高め、理解を深めるとともに、子どもの読書に関わる市民ボランティア等と連携・協力できる関係をつくりま

す。

また、市民には、市広報やホームページ、各種啓発チラシ、行政情報番組等を活用して、子どもの読書が大切であることの意識の高揚を図っていきます。

さらに、保護者や家族等が立ち寄る身近な施設に、子どもの読書に関する情報提供を図っていきます。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

I 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、読書習慣を形成するうえで重要な役割を担っています。

この読書習慣は、子どもの成長過程に応じたふさわしい本とふれあうことにより、少しずつ身につけて生きる力となり、人生の楽しみの基となるものです。

また、日常生活で得られる家庭での読書の喜びと安らぎは、子どもの自信につながり、やがて自立していくきっかけともなります。

このため、乳幼児期の家庭での役割は大きく、子どもとともに読書を楽しみ、成長を喜びながら、温かく見守ることが大切です。

1 現状と課題

インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及は、大人だけでなく子どもの生活環境も大きく変化させました。

子どもの生活時間の変化や、興味や関心の多様化は、読書習慣の形成を妨げる一因となり、読書離れや活字離れを引き起こしています。

甲賀市では、4か月健診時に、絵本を介して乳児と保護者が言葉と心を通わすブックスタート*4を行っています。この事業では、子どもと保護者にボランティアが絵本を読み聞かせ、親子で読書を楽しみ、そのような時間を家庭でも持っていただくことを目的に絵本を選んでもらい1冊手渡しています。また、子育て支援センターで乳幼児と保護者を対象とした「おはなし会」を行っています。

こうした機会以外にも、親子で本を読む喜びを広げるとともに、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 今後の取組み

- (1) ブックスタートを通じて、親子で楽しみながら読むことの大切さについての啓発を行います。
- (2) ボランティアの育成に努め、研修の場を設けます。
- (3) 子育て支援センターで保護者と子どもが絵本に親しむことのできる環境の充実を図っていきます。
- (4) おはなし会を開催し、絵本とふれあうきっかけづくりに努めます。

II 園における子どもの読書活動の推進

保育園・幼稚園・認定こども園では、絵本を通して子どもの想像力を高め、感じる心を育てることが大切です。言葉を覚えるこの時期に絵本と出会い、その楽しみを十分味わうことで、イメージする力が生まれ、言葉に対する感覚が養われます。また、先生や友だちと一緒に「おはなし」を楽しむ体験をすることで、豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれます。

1 現状と課題

園では、家庭においても保護者と一緒に絵本に親しめるよう、絵本の貸出を実施しており、保護者が絵本や物語の楽しさに気づくとともに、家族のふれあいを深めるよい機会となっています。

特に読み聞かせは、まだ文字の読めない子どもが、声に出して絵本を読んでもらうことで、言葉のリズムやおはなしの世界を楽しむことができます。また、文字が読める子

どもにとっても、読んでもらうことで、より深く物語の世界を味わうことができます。しかし、保護者の中には、子どもがひとりで絵本を見ているだけで良いと考えたり、逆に早期に文字を覚えさせようとしたりする姿も見受けられます。

このため園では、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなどを職員やボランティアが随時行ったり、保護者を対象に読書の大切さについての研修を行ったりしています。

今後も継続して、絵本の良さや家族でふれあうことの大切さを保護者に伝えていくことが必要です。

さらに、園においても、より多くの本に出会えるような環境づくりが求められます。

2 今後の取り組み

- (1) 図書館の団体貸出制度を利用して、読書環境の整備に努めます。
- (2) 保護者に対して、絵本の選び方や読み聞かせなどの研修機会を設けます。
- (3) 行事案内など情報を提供する機会を増やしていきます。
- (4) 絵本・童話・視聴覚教材などを見たり聞いたりする機会の充実に努めます。
- (5) 職員が絵本に親しみ、その魅力を感じる事が大切であり、自ら積極的に研鑽します。

Ⅲ 小・中学校における子どもの読書活動の推進

学校は、教育活動を通して様々な本とふれあうことにより、子どもの読書への興味・関心を高め、読書習慣の定着を図り、読書力や表現力を育成していく役割を担っています。

市内小・中学校は、各学校の教育目標に沿って、図書館教育を担当する教諭・学校図書館司書を中心に、全職員が連携して読書活動を推進しています。

1 現状と課題

甲賀市では、読書習慣の確立を目指し、市内小・中学校で読書活動や読み聞かせを実施しており、子どもの読書活動が習慣化してきたといえます。

しかしながら、学年が高くなるにつれ、読書量が減少する傾向が伺えます。

子どもの身近なところに、いつでも読書を楽しめる場所を用意し、本にふれあう様々な機会が得られるよう、読書環境の整備が求められます。

平成25年4月に学校図書館司書5名を採用、平成29年4月には7名に増員して、甲賀市の全小中学校を巡回し、子どもと本を結びつけるための大きな役割を果たしています。

平成27年度から平成29年度にかけて、県の学校図書館支援事業を受け学校図書館のリニューアルを行ってきました。平成30年度以降も引き続きリニューアルを行い、学校図書館を活用した授業の普及を図っていきます。

2 今後の取組み

- (1) 各校において、学校全体の年間計画の中に学校図書館を活用した授業や研修を組

- み込み、学校司書と情報を共有して、全校的な読書習慣の形成を図ります。
- (2) 学校司書は、学校と協働し、授業以外でも、絵本の読み聞かせや、ブックトーク、ビブリオバトル等を実施し、児童生徒の読書意欲を喚起します。
- (3) 各校において、滋賀県立図書館が示す「やってみよう！学校図書館リニューアル」の除籍基準を参考に、新鮮で魅力のある書架とするため除籍、廃棄を進めます。
- (4) 市は、読みたい本がすぐに探し出せる書架とするため、蔵書を適切な分類方法に従って整理配列し直し、授業を行うことができるスペースを確保するとともに、読書意欲を高める展示や掲示を行うなど学校図書館リニューアルを進めます。
- (5) 各校は、図書主任等学校関係職員が協働し、読書活動と学習活動の両方を支えるバランスの取れた選書を行います。
- (6) 市は、各校における子どもたちの学びに合わせながら、新聞やタブレット等を活用した学習を行うための環境を整えます。
- (7) 市は、各校で充実した学校図書館業務が行えるよう、学校図書館司書の配置の拡充に努めます。
- (8) 学校司書は、滋賀県が主催する研修等に参加し、専門的な知識や技能を高めます。
- (9) 各校は、図書委員やボランティアと協働して、魅力的な学校図書館づくりに努めます。
- (10) 各校は、保護者への読書活動推進の啓発を進めます。
- (11) 各校が学校司書と協働し、滋賀県立図書館の学校図書館関連事業や、甲賀市図書館の学習支援パック等の団体貸出、移動図書館巡回を活用します。
- (12) 市は、「こども読書通帳」への記載を促し、「こども読書通帳」に児童生徒がおすすめの本として紹介した本を昼休みに校内放送で紹介するなど、子どもが本と出会うためのきっかけづくりを進めます。

IV 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで本に親しめる環境をつくることが重要です。

図書館は、子どもが学校外で本と出会うことのできる場であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

公民館や児童館、子育て支援センター、保健センター等の各種施設は、家庭と地域をつなぐ場所であり、子どもの読書活動を推進するうえで多くの役割を果たすことが期待されます。

1 現状と課題

(1) 図書館における推進

図書館は、市民への資料や情報を収集・保存、提供し、誰もが利用できる生涯学習の中核施設です。子どもたちは、図書館で多くの本と出会い、読書の楽しみを知り、

知識を得ることができます。また、保護者にとっても、子どもに与えたい本を選び、また子どもの読書について相談するなど、子どもの読書活動を推進するうえで要となる施設です。

このため、図書館では子育て政策課とともに、4か月検診時にブックスタートを実施し、実際に読み聞かせを体験してもらい、絵本を1冊進呈して、親子で絵本を読む楽しさを伝えています。

読書への興味を喚起するきっかけとして、小学校低学年・高学年それぞれに向けたブックリスト「どのほんよもうかな？」を作成し、季節や話題に応じた特集展示を企画するなど、新たな本との出会いを提供しました。

小学校には、全クラスに団体利用カードを配布し、読み聞かせや調べ学習のための資料、また学級文庫として団体貸出をしています。

さらに、平成25年4月からは、甲賀市内の全小学校への移動図書館サービスを開始しました。昼休みを利用して、多くの児童や教職員に貸出をしています。

平成25年度から市内全部の小学生に配布を開始した「こども読書通帳」*5は、毎年新たなデザインを作成して、平成30年度に6冊目の完成となりました。児童がおすすめの本として紹介したページをコピーして展示するなど、子どもが本と出会うためのきっかけとなっており、保護者からは、「これを励みに子どもが喜んで読書が続けています」と、嬉しいお声をいただいています。

また、故北村昭三氏からの寄附金を基にして、平成24年度に「甲賀市図書館振興北村昭三基金」を設置しました。この基金を活用して、各図書館で児童書や子育てに関する資料等を購入しています。平成28年度から平成29年度には、調べ学習に役立つ本をセットにした「学習支援パック」を全部で14テーマ作成し、小・中学校への貸出を行っています。

行事では、定例おはなし会や乳幼児向けおはなし会、映画会、人形劇などのほか、平成28年10月からは、ビブリオバトル*6を開催し、小中学生と大人が本を通して交流が深められる取り組みをしています。

ほかにも、ボランティアへの指導・講習など、子ども読書に関わる技術支援に努めてきました。

また、課題である中学生への読書推進のため、平成27年度よりヤングアダルト*7通信「ホンマニ！」を年2回発行し、市内全中学校に配布しています。

図書館が役割を果たすためには、図書資料の充実と人員の確保、職員の資質向上が不可欠です。同時に、家庭、園・学校、地域や各種団体との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めることが求められています。

(2) 各施設における推進

公民館や児童館、放課後児童クラブ（学童保育）は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした施設であり、子どもの読書活動の普及や啓発に努めていくことが求められます。

このため、公民館や児童館、放課後児童クラブ（学童保育）は、市民ボランティア、青少年育成団体等の関係団体、また、保健センター等の関係機関との連携により、子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるとともに、子どもが本に親しむ様々な機

会を提供するなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されます。

2 今後の取り組み

(1) 図書館における取り組み

- ①おはなし会や映画会、各種講座を開催します。
- ②乳幼児と保護者への本とのふれあいを支援します。
- ③季節や行事等に応じて特設コーナーを設け、本との出会いを増やします。
- ④児童図書に関するレファレンス*8・読書相談の充実を図ります。
- ⑤子どもたちの成長に応じた魅力的な本棚作りに努めます。
- ⑥ブックリストなど、読書に興味を示してもらうための紹介資料を作成します。
- ⑦ブックトークを通じて、小・中学生の本への興味を高めます。
- ⑧小・中学校に向けて、朝の読書活動や調べ学習のための団体貸出を行います。
また、学習支援パックを貸出します。
- ⑨学校図書館のリニューアルを支援します。
- ⑩園・学校・学童保育・市民ボランティアとの連携を図ります。
- ⑪出前講座など地域に出向いて、読み聞かせなどの本に関する行事を実施します。
- ⑫ボランティアの指導など、子どもの読書を推進する方への技術支援を行います。
- ⑬滋賀県立図書館等で開催される研修に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。

(2) 各種施設における取り組み

- ①子どもが読書に親しむ機会を提供します。
- ②読書環境の整備・充実を図ります。
- ③情報の収集や提供を行いません。
- ④学校、図書館、市民ボランティア、関係機関等との連携を図ります。

第4章 計画の推進

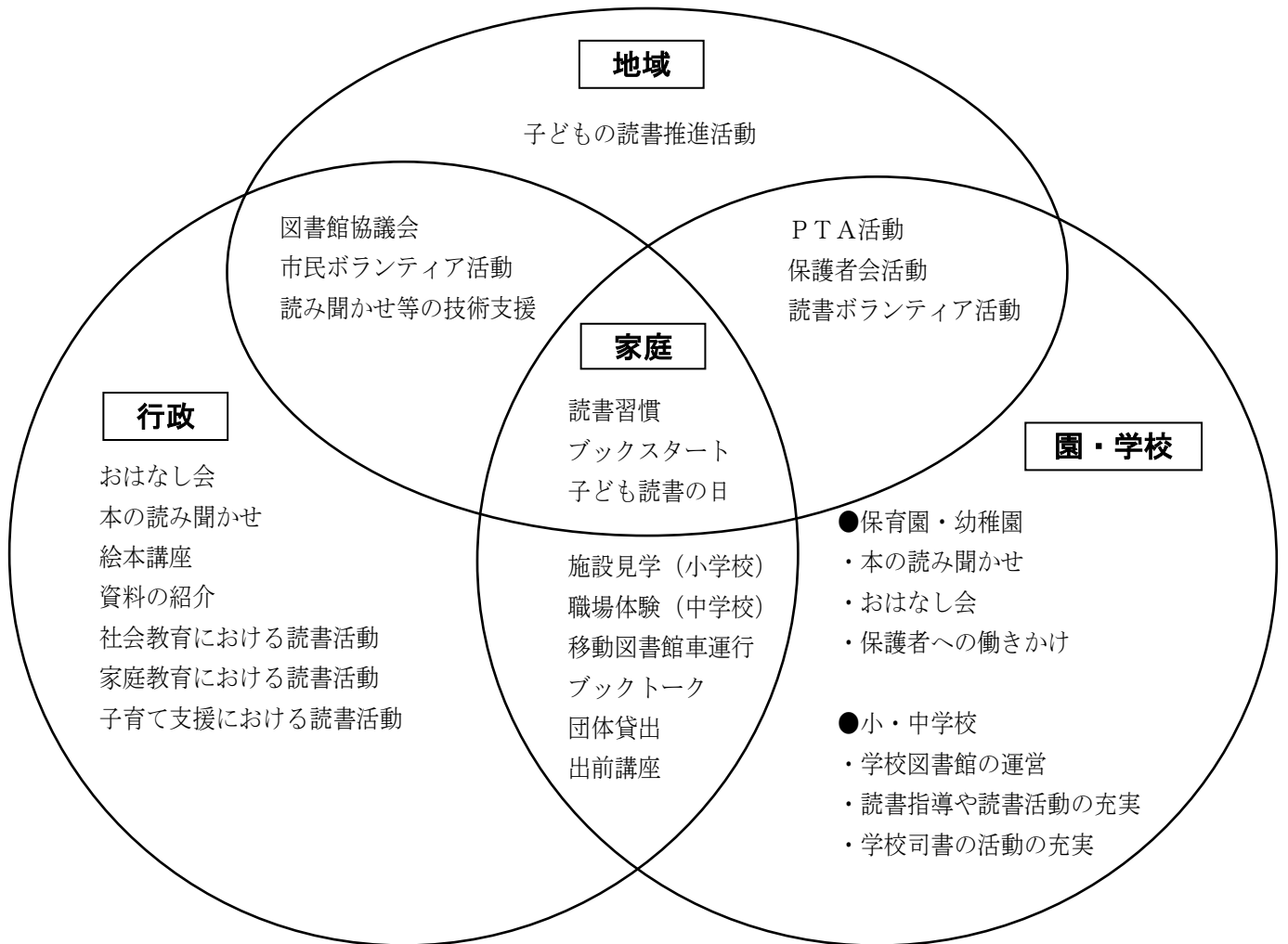
I 推進体制

子どもの読書活動を総合的かつ継続的に推進するためには、家庭、園・学校、地域（各種施設等）がそれぞれの読書活動の場面でつながりを保ちながら行うことが大切です。

甲賀市では、本計画を基本として、それぞれの関係機関、特に行政関係機関が連携・協力を密にし、役割を十分に果たせるしくみをつくります。

また、子どもの発達段階や環境に配慮しながら、家庭、園・学校、地域を通じた社会全体で取り組む必要があることから、市民ボランティアとの協働により本計画に基づいて推進していきます。

II 啓発・広報等の推進



甲賀市では、子ども読書活動の推進に向けた社会的な機運を高めるため、子ども読書の日（4月23日）*9等を利用して、読書活動の啓発に努めます。

Ⅲ 関係機関・団体の連携

甲賀市では、子どもの読書に関わる組織や団体が、それぞれの役割を積極的に果たすとともに、連携・協力して、市民ボランティアの活動促進と支援など、子どもの読書活動の推進を図ります。

また、滋賀県や他市町とも連携し、「甲賀市子ども読書活動推進計画 第3次計画」に基づく取り組みの推進に努めます。



甲賀市図書館キャラクター ため吉・ポン子

第5章 指標の設定

この計画では子ども読書活動推進計画の推進状況を概観できる指数を使って、以下のとおり、数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握などによって、この計画の進捗管理を行っていきます。

	指 標 名	現状 (年度)	目標 (令和5年度)	
1	全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合	小学校	95.2% (H29)	100%
		中学校	83.3% (H29)	100%
2	甲賀市図書館との連携を実施している学校数の割合	小学校	100% (H28)	100%
		中学校	100% (H28)	100%
3	学校図書館図書標準を達成している学校数の割合	小学校	59.1% (H28)	<u>52.4%</u>
		中学校	16.7% (H28)	<u>0%</u>
4	<u>学校司書を配置している学校の割合</u>	<u>小・中学校</u>	<u>27校に7人</u> (H30)	<u>27校に7人</u>
5	1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合	小学校	2.1% (H30)	1.4%
		中学校	10.1% (H30)	6.4%
6	<u>学校図書館への新聞配備の割合</u>	<u>小学校</u>	<u>21校中0校</u> (H31)	<u>21校中3校</u>
		<u>中学校</u>	<u>6校中0校</u> (H31)	<u>6校中1校</u>
7	甲賀市図書館での児童書の年間貸出冊数 (15歳以下の市民1人当たり) ※甲賀市図書館	19.5冊 (H29)	21.0冊	
8	甲賀市図書館での蔵書に定める児童書の割合	28.8% (H29)	30.0%	

※令和6年度の目標は、令和5年度の目標を準用します。

参 考 資 料

- 平成30年度子どもの読書活動に関する調査票（甲賀市）
- 平成30年度子どもの読書活動に関する調査票（滋賀県）
- 平成26年度～平成30年度調査結果の推移
- 学校図書館図書標準達成状況
- 子ども読書団体一覧（「子ども読書団体一覧等調査票」より）
- 用語解説

平成30年度子どもの読書活動に関する調査結果(甲賀市)

5月1か月間に読んだ書籍冊数(教科書等を除く)

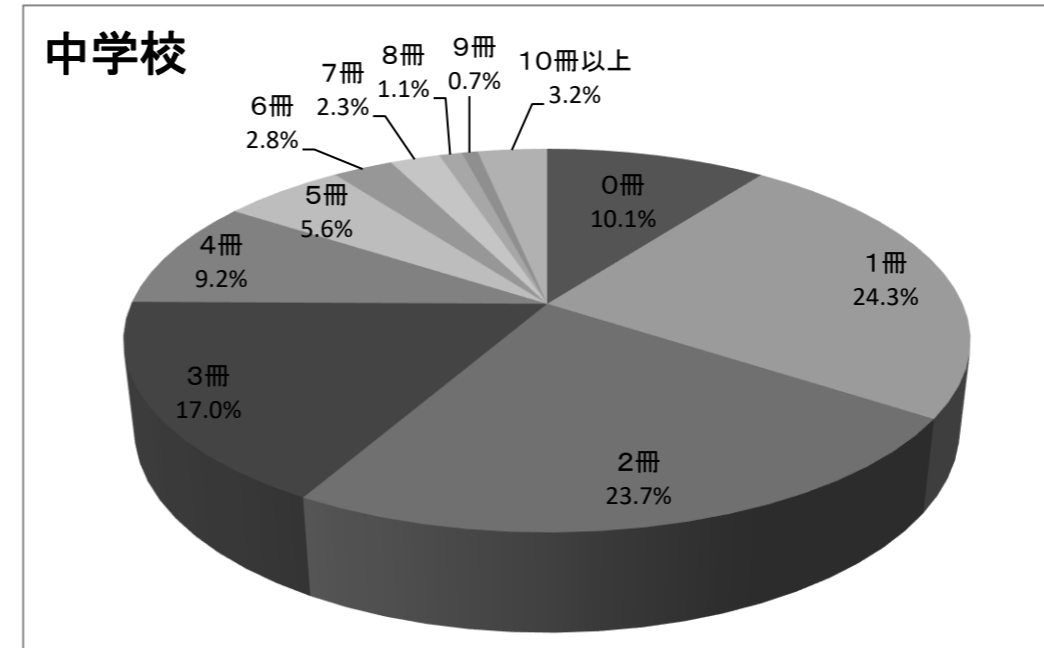
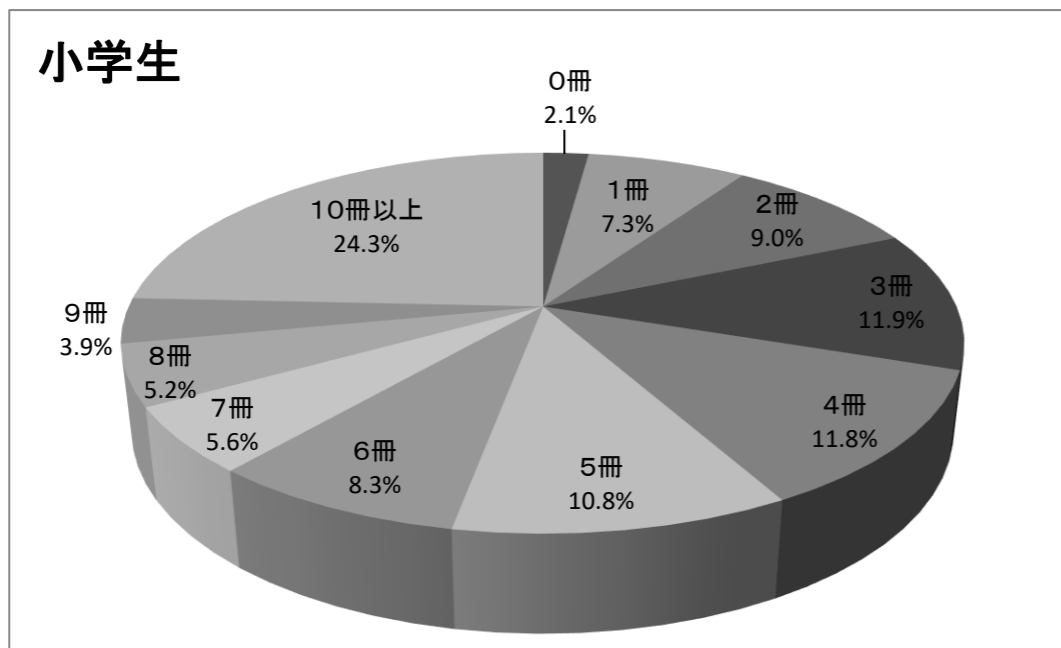
学校	学年	0冊		1冊		2冊		3冊		4冊		5冊		6冊		7冊		8冊		9冊		10冊以上		計		平均冊数
		人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	
小学校	4	24	50	50	59	118	75	225	105	420	84	420	70	420	49	343	52	416	41	369	236	4,636	845	7,417	8.8	
	5	12	33	33	58	116	80	240	85	340	92	460	74	444	53	371	42	336	40	360	255	4,350	824	7,050	8.6	
	6	16	100	100	107	214	141	423	103	412	94	470	62	372	37	259	35	280	15	135	114	1,769	824	4,434	5.4	
計		52	183	183	224	448	296	888	293	1,172	270	1,350	206	1,236	139	973	129	1,032	96	864	605	10,755	2,493	18,901	7.6	
中学校	1	20	118	118	194	388	171	513	108	432	53	265	31	186	27	189	12	96	9	81	31	388	774	2,656	3.4	
	2	22	244	244	220	440	124	372	51	204	29	145	14	84	14	98	9	72	5	45	24	282	756	1,986	2.6	
	3	196	209	209	144	288	106	318	57	228	50	250	20	120	13	91	4	32	3	27	20	302	822	1,865	2.3	
計		238	571	571	558	1,116	401	1,203	216	864	132	660	65	390	54	378	25	200	17	153	75	972	2,352	6,507	2.8	

割合(%)

小学校	2.1%	7.3%		9.0%		11.9%		11.8%		10.8%		8.3%		5.6%		5.2%		3.9%		24.3%		100.0%	
中学校	10.1%	24.3%		23.7%		17.0%		9.2%		5.6%		2.8%		2.3%		1.1%		0.7%		3.2%		100.0%	

1か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合		今回調査(H30)
小学校	2,441人 / 2,493人 =	97.9%
中学校	2,114人 / 2,352人 =	89.9%

1か月間の平均読書冊数		今回調査(H30)
小学校	18,901冊 / 2,493人 =	7.6冊
中学校	6,507冊 / 2,352人 =	2.8冊



平成30年度子どもの読書活動に関する調査結果(滋賀県)

5月1か月間に読んだ書籍冊数(教科書等を除く)

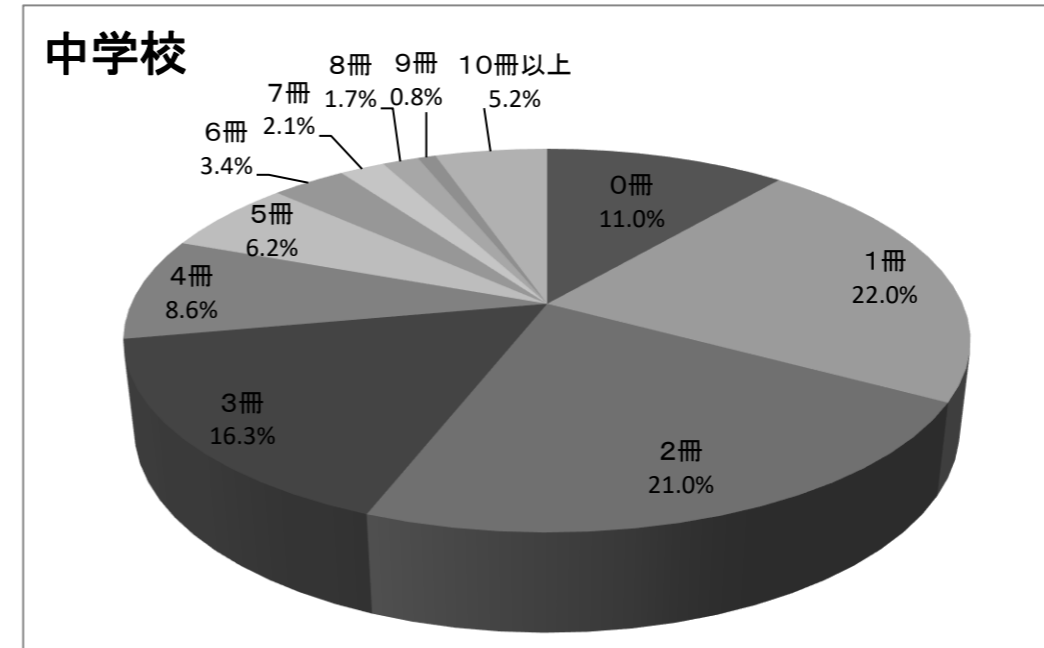
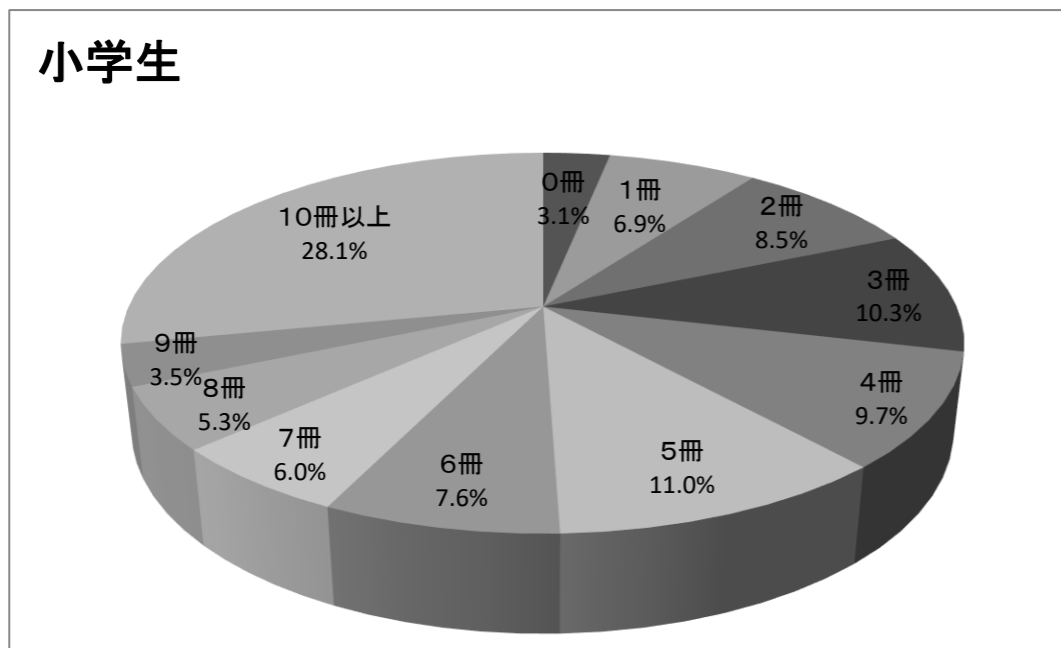
学校	学年	0冊		1冊		2冊		3冊		4冊		5冊		6冊		7冊		8冊		9冊		10冊以上		計		平均冊数
		人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数	冊数	
小学校	4	350	704	704	906	1,812	1,057	3,171	1,139	4,556	1,386	6,930	1,002	6,012	818	5,726	752	6,016	546	4,914	4,620	83,230	13,280	123,071	9.3	
	5	362	872	872	1,050	2,100	1,337	4,011	1,283	5,132	1,465	7,325	1,001	6,006	837	5,859	765	6,120	466	4,194	3,884	69,621	13,322	111,240	8.4	
	6	518	1,175	1,175	1,453	2,906	1,745	5,235	1,476	5,904	1,546	7,730	1,041	6,246	757	5,299	601	4,808	382	3,438	2,773	48,730	13,467	91,471	6.8	
計		1,230	2,751	2,751	3,409	6,818	4,139	12,417	3,898	15,592	4,397	21,985	3,044	18,264	2,412	16,884	2,118	16,944	1,394	12,546	11,277	201,581	40,069	325,782	8.1	
中学校	1	613	2,221	2,221	2,725	5,450	2,393	7,179	1,392	5,568	1,019	5,095	557	3,342	381	2,667	270	2,160	126	1,134	877	12,996	12,574	47,812	3.8	
	2	1,360	2,785	2,785	3,120	6,240	2,109	6,327	1,077	4,308	769	3,845	422	2,532	196	1,372	184	1,472	95	855	579	8,576	12,696	38,312	3.0	
	3	2,213	3,338	3,338	2,768	5,538	1,665	4,995	800	3,200	554	2,770	314	1,884	209	1,463	178	1,424	89	801	497	8,104	12,625	33,515	2.7	
計		4,186	8,344	8,344	8,613	17,228	6,167	18,501	3,269	13,076	2,342	11,710	1,293	7,758	786	5,502	632	5,056	310	2,790	1,953	29,676	37,895	119,639	3.2	

割合(%)

小学校	3.1%	6.9%		8.5%		10.3%		9.7%		11.0%		7.6%		6.0%		5.3%		3.5%		28.1%		100.0%	
中学校	11.0%	22.0%		22.7%		16.3%		8.6%		6.2%		3.4%		2.1%		1.7%		0.8%		5.2%		100.0%	

1か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合		今回調査(H30)
小学校	38,839人 / 40,069人 =	96.9%
中学校	33,709人 / 37,895人 =	89.0%

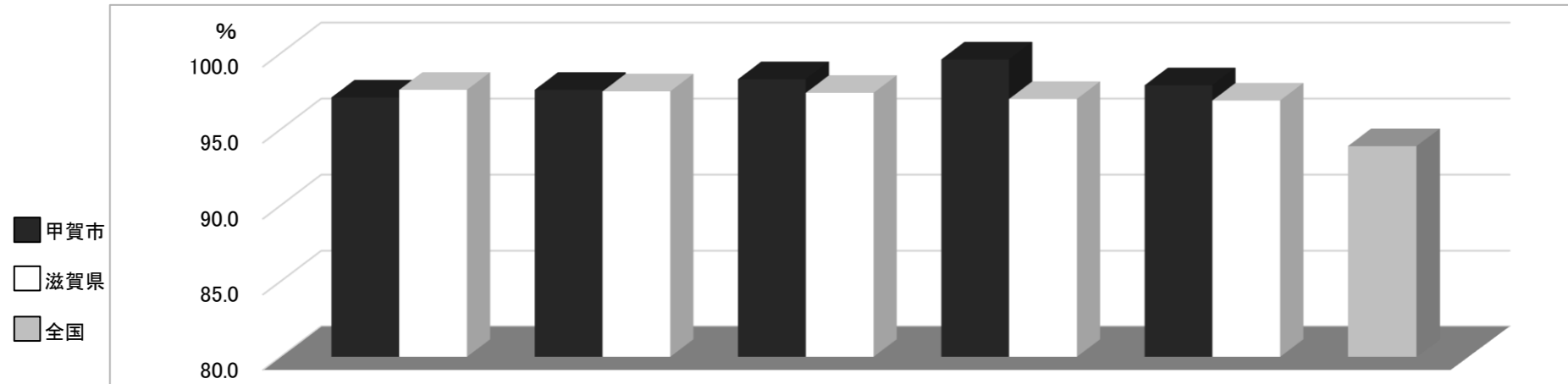
1か月間の平均読書冊数		今回調査(H30)
小学校	325,782冊 / 40,069人 =	8.1冊
中学校	119,639冊 / 37,895人 =	3.2冊



H26～30年 調査結果の過去5年間の推移

1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合(%)

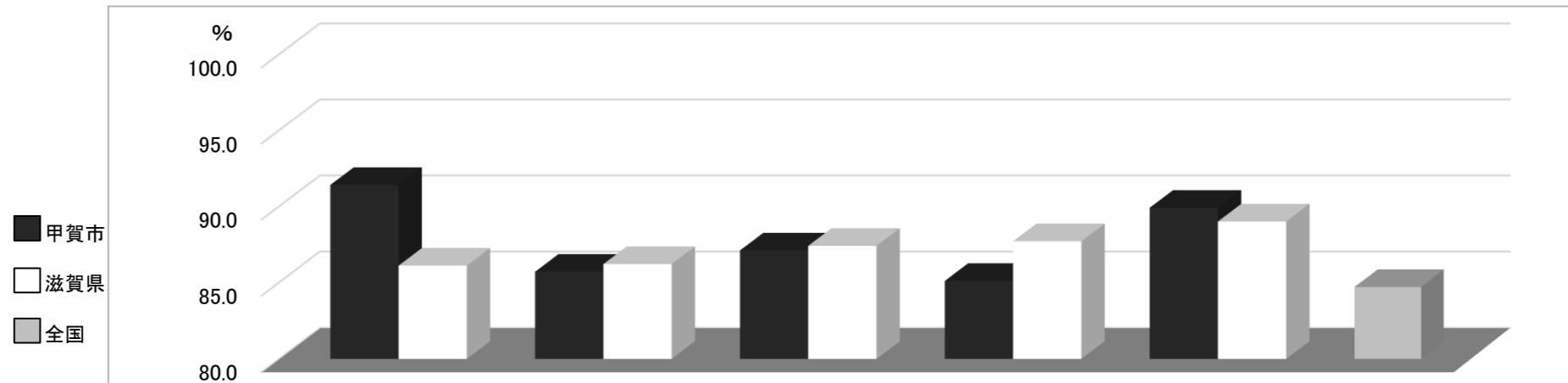
小学生



学校	H26		H27		H28		H29		H30		H30
	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	全国
小学校	97.1	97.6	97.6	97.5	98.3	97.4	99.6	97.0	97.9	96.9	93.9

注)1

中学生

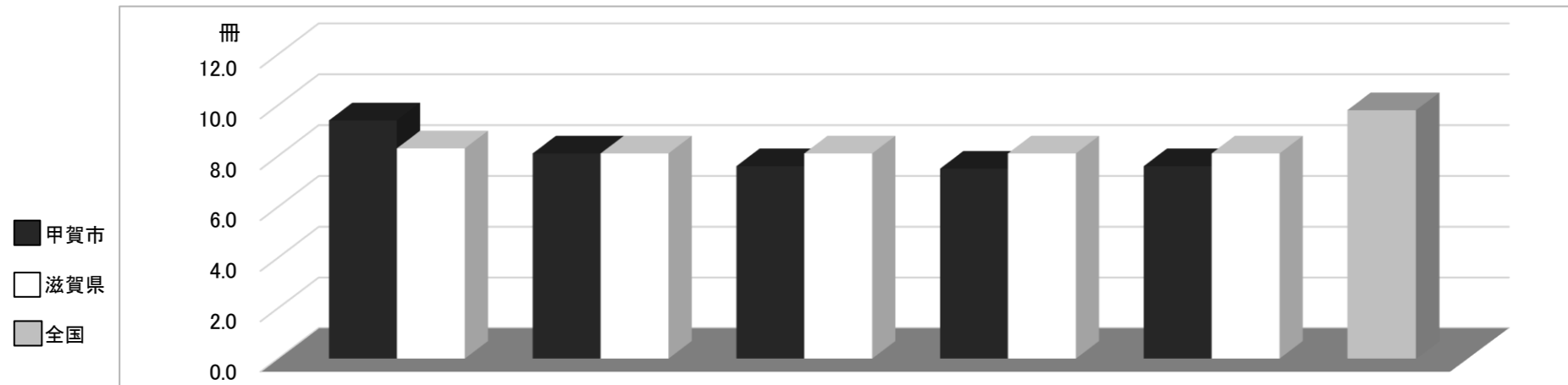


学校	H26		H27		H28		H29		H30		H30
	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	全国
中学校	91.4	86.1	85.7	86.2	87.1	87.4	85.1	87.7	89.9	89.0	84.7

注)1

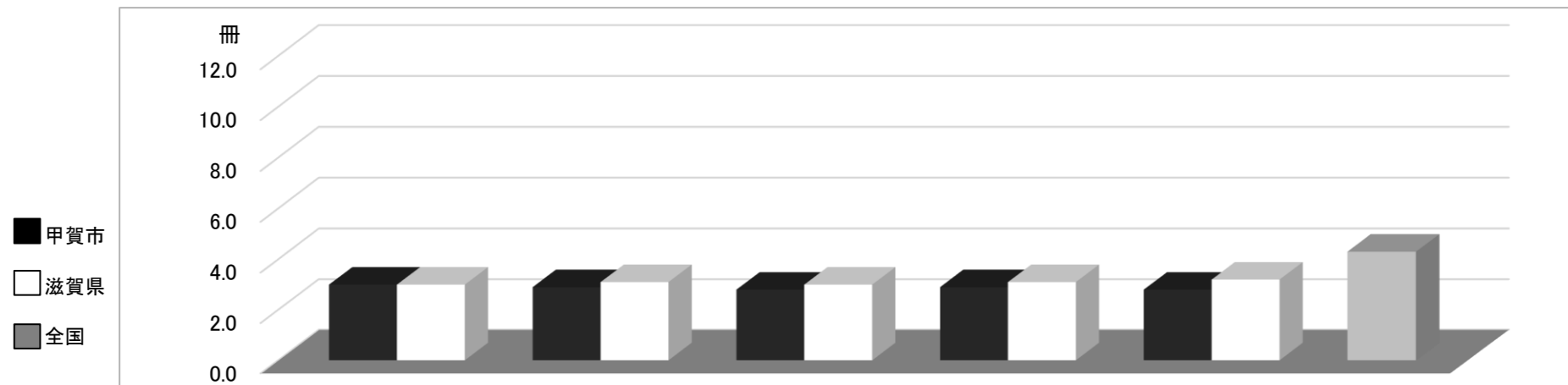
1か月間の平均読書冊数(冊)

小学生



学校	H26		H27		H28		H29		H30		H30	注)1
	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	全国	
小学校	9.4	8.3	8.1	8.1	7.6	8.1	7.5	8.1	7.6	8.1	9.8	

中学生



学校	H26		H27		H28		H29		H30		H30	注)1
	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市	滋賀県	全国	
中学校	3.0	3.0	2.9	3.1	2.8	3.0	2.9	3.1	2.8	3.2	4.3	

注)1 全国数値は、第64回学校読書調査(毎日新聞社)による。

学校図書館図書標準達成状況 ※平成28年度5月現在

【公立小学校】

	学校数	0～25%未満 の学校数	割合	25～50%未満 の学校数	割合	50～75%未満 の学校数	割合	75～100%未満 の学校数	割合	図書標準 達成学校数	割合
全国	19,604	82	0.4%	180	0.9%	1,560	8.0%	4,759	24.3%	13,023	66.4%
滋賀県	222	0	0.0%	1	0.5%	26	11.7%	78	35.1%	117	52.7%
甲賀市	22	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	40.9%	13	59.1%

【公立中学校】

	学校数	0～25%の 学校数	割合	25～50%の 学校数	割合	50～75%の 学校数	割合	75～100%の 学校数	割合	図書標準 達成学校数	割合
全国	9,427	60	0.6%	226	2.4%	1,171	12.4%	2,760	29.3%	5,210	55.3%
滋賀県	99	1	1.0%	0	0.0%	28	28.3%	37	37.4%	33	33.3%
甲賀市	6	0	0.0%	0	0.0%	3	50.0%	2	33.3%	1	16.7%

出典 「学校図書館の現状に関する調査 平成28年度」文部科学省

※ 学校図書館図書標準

小学校	
学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

中学校	
学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	4,800
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 2)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 12)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

子ども読書活動団体一覧

NO.	グループ名	活動者数	活動拠点			備考
				実演	読書支援	
1	朗読ボランティア「うさぎのミミ」	13	社会福祉協議会	○		水口町
2	いちごじゃむ（人形劇サークル）	4	水口町	○		水口町
3	もものみ	7	水口図書館	○		水口町
4	水口乳幼児おはなし広場	8	水口図書館	○		水口町
5	おはなしグループ「キャンディー」	10	水口小学校	○		水口町
6	学校図書館ボランティア「あい・アイ」	8	水口小学校	○	○	水口町
7	ぼけっと	6	伴谷小学校	○		水口町
8	モン太くんのお話会	7	伴谷小学校	○		水口町
9	伴谷小図書ボランティア	6	伴谷小学校		○	水口町
10	伴谷東小学校図書ボランティア	4	伴谷東小学校	○	○	水口町
11	貴生川小学校図書ボランティア	23	貴生川小学校	○	○	水口町
12	綾野小学校読み聞かせボランティア	4	綾野小学校	○		水口町
13	綾野小学校図書室ボランティア	7	綾野小学校		○	水口町
14	つくしんぼ	13	社会福祉協議会土山センター	○		土山町
15	土山乳幼児おはなし広場	5	土山図書館	○		土山町
16	紙ふうせん	14	甲賀図書情報館	○		甲賀町
17	南風	3	甲南図書交流館	○	○	甲南町
18	おはなしたまてばこ	5	甲南図書交流館	○	○	甲南町
19	甲南第一小学校図書ボランティア	7	甲南第一小学校	○		甲南町
20	ほうかほうか本の巣	9	甲南第三小学校	○	○	甲南町
21	くりの木	8	希望ヶ丘小学校	○	○	甲南町
22	空のブランコ	6	信楽図書館	○		信楽町

○ 用語解説

*1 ブックトーク

テーマを設定し、何冊かの本を聞き手に紹介する手法。多くは、図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどにより行われる。

*2 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書整備を図る際の目標として、文部省（平成5年当時）が定めた学校種や学校規模（学級数）別の蔵書冊数。

*3 甲賀市図書館振興北村昭三基金

故・北村昭三氏のご遺志により、図書館充実のためにいただいた寄付を基に、平成24年12月制定の「甲賀市図書館振興北村昭三基金条例」によって、図書館活動の振興を図るために創設された基金。

*4 ブックスタート

地域の乳幼児健診などの機会に、図書館職員やボランティアなどが、すべての赤ちゃんと保護者に、メッセージを伝えながら乳幼児向けの絵本を手渡す取り組み。絵本を通して温かく楽しいひとときを持つことにより、家庭教育の向上を図る。

*5 こども読書通帳

本を読む楽しさを知り、読書意欲を高めてもらえるようにと、平成25年4月より、毎年4月23日の「子ども読書の日」に、市内全小学生に配布している、甲賀市図書館オリジナルの読書ノート。見習い忍者「たぬ吉」が本を読んで修行を積み、一人前の忍者になる等のストーリー仕立てになっている。50冊を読み終えた児童には「免許皆伝証」を進呈している。

*6 ビブリオバトル

出場者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に5分間で本の紹介をする。それぞれ発表の後に出場者・参加者全員で、その発表に関するディスカッションを2～3分行う。全ての発表が終了した後、「どの本が一番読みたくなったか」を基準とした投票を出場者・参加者全員一票で行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする。

*7 ヤングアダルト

「若い大人」という意味で使われ、主に中学生から高校生をはじめとする10代の若者をさす言葉。図書館では、児童書から一般書への橋渡しの意味合いで、中学・高校生世代へ提供する本を集めて、ヤングアダルトコーナーを設置している。

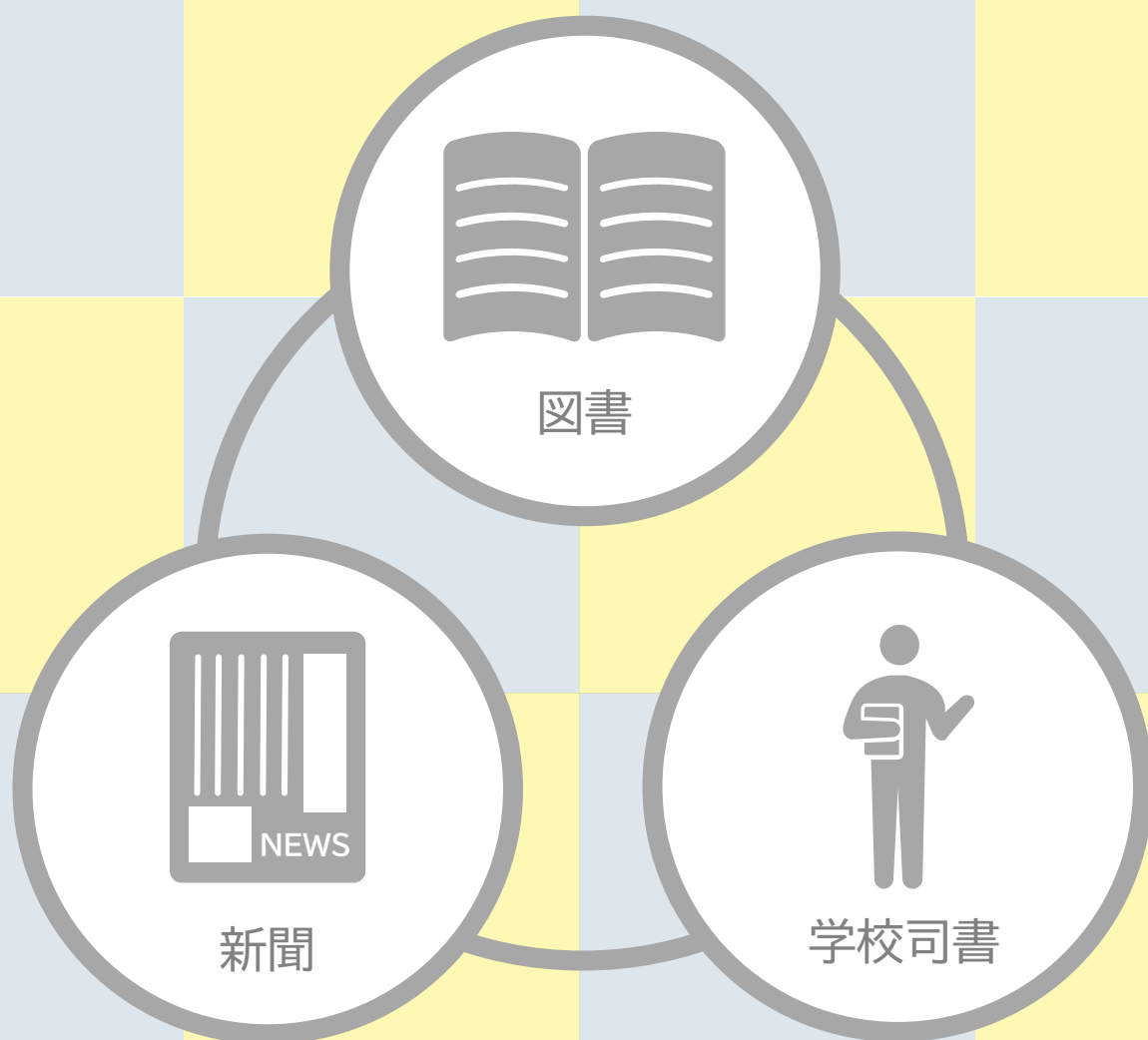
*8 レファレンス

何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館員が行う人的援助。ここでは利用者の質問に対して、回答もしくは回答の含まれる情報源を提供するサービスを指す。広義には、これらの活動を円滑に行うために必要な資料の整備・充実、利用法の指導も含める。

*9 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条2項では、4月23日を「子ども読書の日」とし、国および地方公共団体に対し、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう求めている。平成13年12月公布。

概要資料 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」



〔令和4年度～令和8年度〕

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
 中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている**状況です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっております。**計画的な整備が進展していない**要因となっています。

図書整備



小学校 41.1% → **56.9%**
 中学校 37.7% → **56.8%**

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

- ・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**
- ・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**
- ・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**

新聞配備



小学校 58.8% → **69.1%**
 中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるもの**とされました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。

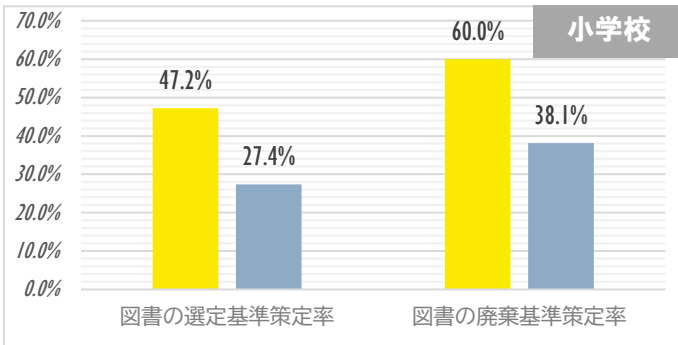
学校司書配置



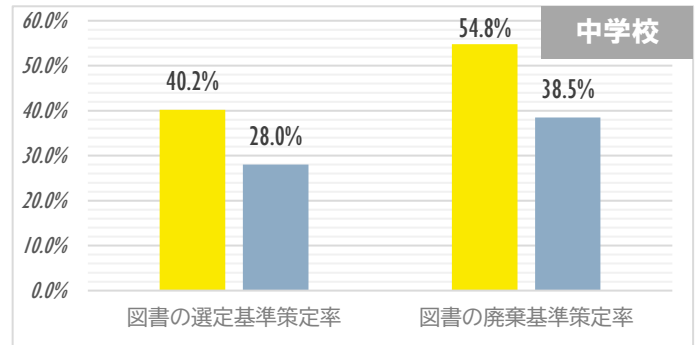
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

「学校図書館の現状に関する調査」分析結果

図書購入冊数が多い都道府県は、図書の選定基準・廃棄基準の策定率が高い傾向にある。



- 図書購入冊数が多い10都道府県(平均376冊)
- 図書購入冊数が少ない10都道府県(平均185冊)

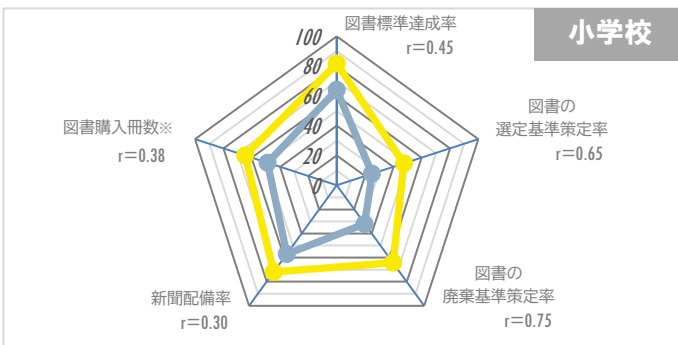


- 図書購入冊数が多い10都道府県(平均486冊)
- 図書購入冊数が少ない10都道府県(平均246冊)

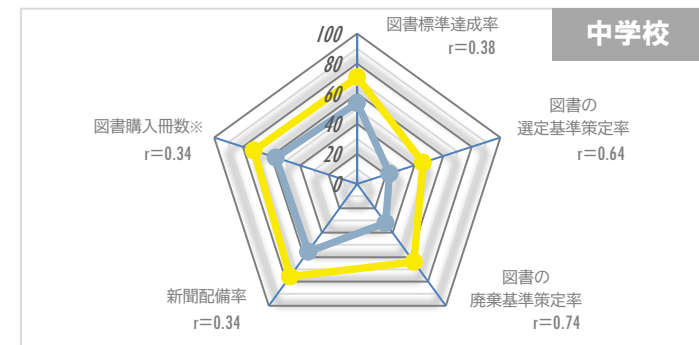
学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、図書の選定基準・廃棄基準の策定率、新聞配備率が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。

【相関係数=r】0.2 < r ≤ 0.7:相関あり、0.7 < r ≤ 1.0:強い相関あり

※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合



- 学校司書の配置率が高い10都道府県(平均96.6%)
- 学校司書の配置率が低い10都道府県(平均41.2%)



- 学校司書の配置率が高い10都道府県(平均94.5%)
- 学校司書の配置率が低い10都道府県(平均28.7%)



学校図書館を計画的に整備している都道府県は、その成果が数値に現れました。

計画の内容 令和4年度→令和8年度

！ 令和4年度からの5年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※達成**を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円
(不足冊数分) (更新冊数分)
単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標

学校図書館図書標準 **100%**達成
計画的な**図書の更新**を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の18歳以上への引下げや、成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標

小学校等 **2** 紙、中学校等 **3** 紙、高等学校等 **5** 紙

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標

小・中学校等のおおむね **1.3** 校に1名配置
(将来的には1校に1人の配置を目指す)

学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成 28 年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。

- ! 地方財政措置は、**用途を特定しない一般財源**として措置されています。
- ! 各自治体において**予算化が図られること**によって、**はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます**。
- ! 教育委員会と学校が**一体的に学校図書館の計画的整備を進める**ことが重要です。
- ! 各自治体においては、**学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置**をお願いします。



文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課

図書館・学校図書館振興室 図書館振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話 03-5253-4111(代表) メール tosyo@mext.go.jp



議案第70号

「甲賀市文化芸術振興条例（仮称）」の制定に係る甲賀市文化のまちづくり審議会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和5年7月26日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

「甲賀市文化芸術振興条例（仮称）」の制定に係る甲賀市文化のまちづくり審議会への諮問について

甲賀市文化のまちづくり審議会に、別紙により「甲賀市文化芸術振興条例（仮称）」の制定について諮問することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第70号別紙

「甲賀市文化芸術振興条例（仮称）」の制定について（諮問）

このことについて、甲賀市文化のまちづくり審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

甲賀市は、豊かな自然や歴史、地域の伝統を有するとともに、多様な文化や芸術を育んできました。

こうした本市の文化芸術の特色を踏まえ、令和2年3月に「甲賀市文化のまちづくり計画【2次計画】（以下「計画」という。）」を策定し、令和10年度までを計画期間として、文化芸術の振興施策を推進しています。併せて計画では、本市の文化芸術の創造性が育まれていくよう、市民の意見を反映しながら条例の制定に向けた取り組みを進めることとしています。

文化は市民社会の基盤となり、芸術は人々の心の豊かさやしなやかな感性を育み、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、社会を巡る変化と課題に直面することがあっても、相互理解と調和を保ち、日々の暮らしを豊かにする源泉となることから、文化芸術の振興は豊かなまちづくりにつながるものです。

こうしたことから、市内それぞれの地域の伝統や歴史等を守り活かしつつ、新しい文化を生み育てるための文化芸術の振興方策の基本的な考えや市民および市の役割など、本市の文化芸術施策の基本となる事項を定めた「甲賀市文化芸術振興条例（仮称）」の制定が必要であると判断しました。

以上のような考えのもと、「甲賀市文化芸術振興条例（仮称）」について、甲賀市文化のまちづくり審議会の意見を求めるものです。